

第6期鏡野町障害福祉計画 第2期鏡野町障害児福祉計画

【素案】



令和3年1月

鏡野町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	3
2-1 計画策定の趣旨	3
2-2 計画の期間	3
3 計画の策定過程	4
3-1 鏡野町障害者福祉計画策定委員会.....	4
3-2 住民意見の反映.....	4
3-3 団体・事業者意見の反映.....	4
3-4 パブリックコメントの実施	4
第2章 鏡野町の障害福祉等を取り巻く状況.....	5
1 人口等の状況.....	5
1-1 本町の人口	5
1-2 障害者の状況.....	6
2 アンケート結果からわかる現状.....	15
2-1 障害への理解について	15
2-2 障害者の就労支援について	16
2-3 鏡野町の障害者施策について	17
3 団体ヒアリングからわかる現状	18
3-1 障害児への支援について	18
3-2 相談支援について	18
3-3 関係団体の連携の強化	18
第3章 計画の基本的な指針	19
1 計画の基本的な考え方.....	19
基本理念1 町民が障害者と自然体で接するまちづくり	19
基本理念2 障害者の主体性、自主性を尊重するまちづくり.....	19
基本理念3 障害者にやさしいまちづくり	19
基本理念4 障害者と地域、職場、行政が協働するまちづくり.....	19

2 障害者基本計画の施策の体系	20
3 計画の基本的事項	21
3-1 障害福祉計画等における国の基本的事項	21
3-2 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方	23
3-3 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方	23
3-4 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方	24
3-5 障害児相談支援の提供体制に関する基本的な考え方	24
4 その他障害者支援に関する取組	25
4-1 権利擁護支援	25
4-2 発達障害に関する支援	25
4-3 関係団体への支援	25
4-4 ひきこもりへの支援	25
 第4章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績	 26
 第5章 成果目標と活動指標	 31
1 サービスの構成	31
2 成果目標の設定	32
2-1 施設入所者の地域生活への移行	32
2-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	32
2-3 地域生活支援拠点等の整備	33
2-4 福祉施設から一般就労への移行	33
2-5 相談支援体制の充実・強化	35
2-6 障害福祉サービス等の質の向上	35
2-7 障害児支援の提供体制の整備等	36
3 活動指標等の設定	37
3-1 訪問系サービス	37
3-2 日中活動系サービス	38
3-3 居住系サービス	39
3-4 相談支援	40
3-5 障害児への支援	41
4 地域生活支援事業	43
4-1 相談支援事業	43
4-2 成年後見制度利用支援事業	44

4-3 意思疎通支援事業.....	44
4-4 日常生活用具給付等事業.....	45
4-5 移動支援事業.....	46
4-6 地域活動支援センター機能強化事業.....	46
4-7 日常生活支援・日中一時支援.....	47
4-8 障害支援区分認定等事務.....	47
5 その他の活動指標.....	48
5-1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	48
5-2 地域生活拠点等の有する機能の充実.....	48
5-3 相談支援体制の充実・強化.....	48
5-4 障害福祉サービス等の質の向上.....	49
5-5 発達障害への支援.....	49
第6章 計画の推進体制.....	50
1 計画の推進に向けて.....	50
2 計画の点検・評価.....	50
資料編.....	51

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

1-1 計画策定の趣旨

「第6期鏡野町障害福祉計画及び第2期鏡野町障害児福祉計画」(以下「本計画」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実現を確保するための基本的な指針」(以下「国の基本指針」という。)に即し策定するものです。障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」「相談支援」及び「地域生活支援事業」並びに児童福祉法の一部を改正する法律に基づく「障害児支援の提供体制の確保」のための各種サービスが計画的に提供されるよう令和5年度における目標値の設定と各年度のサービス量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めます。

1-2 計画策定の背景

(1) 障害者の権利に関する条約の署名(平成19年9月)と批准(平成26年1月)

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障害者の権利を実現するための措置等について定めました。

(2) 障害者基本法の改正(平成23年8月)

共生社会の実現に向け、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として規定しました。また、障害者の定義に「発達障害」を明記しました。

(3) 児童福祉法等の改正(平成24年4月)

身近な地域で支援を受けられるよう障害児支援を強化しています。平成28年6月の児童福祉法等の改正により、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることを規定しました。

(4) 障害者虐待防止法の施行(平成24年10月)

障害者の権利利益の擁護を目的とし、障害者に対する虐待の禁止、障害者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援等を規定しました。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について規定しました。

(5) 障害者総合支援法の施行と改正(平成25年4月)

「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを謳っています。また、制度の谷間にあった難病患者が障害者の範囲に加えられたほか、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化等が定められました。平成28年6月改正では、平成30年4月から、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスを追加しました。

(6) 障害者優先調達推進法の施行(平成25年4月)

障害者の自立の促進に資するため、公的機関においては、障害者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針を定め、優先的・積極的に調達します。

(7) 障害者差別解消法の施行(平成28年4月)

障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことを義務づけました。

(8) 障害者雇用促進法の改正(平成28年4月)

平成28年度から雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることを規定しました。

(9) 成年後見制度利用促進法の施行(平成28年4月)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化等を規定しました。

(10) 発達障害者支援法の改正(平成28年8月)

支援が切れ目なく行われることを基本理念に盛り込み、国民は個々の発達障害の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めること等が定められました。

(11) 社会福祉法の改正(平成30年4月施行)

福祉分野における目標として、制度や分野における縦割りや「支え手」「受け手」の関係を超えて、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会の実現』が掲げられました。

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成30年4月施行)

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこと等が定められました。

3 計画の策定過程

3-1 鏡野町障害者福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・福祉・医療・教育等の関係機関の代表者及びサービス提供事業者等で構成される「鏡野町障害者福祉計画策定委員会」を中心に計画を審議し、その意見を踏まえたうえで策定を行いました。

3-2 住民意見の反映

本計画の策定にあたって、町内在住の身体・知的・精神のいずれかの障害者手帳を持つ方を対象にした障害者対象調査を実施することにより、障害者の生活や教育、雇用、保健等に関わる意識やご意見等をお伺いし、計画策定の基礎資料としました。

3-3 団体・事業者意見の反映

より現状の課題に対応した計画とするために、鏡野町民が利用している町内外の障害福祉サービス提供事業者や団体の皆様から、障害者福祉を取り巻く現状や課題、本町の障害者福祉施策に対するご意見、ご要望をお聞きしました。

3-4 パブリックコメントの実施

計画案を役場等の窓口や町ホームページを通じて公表し、本計画に対する意見を募りました。



第2章 鏡野町の障害福祉等を取り巻く状況

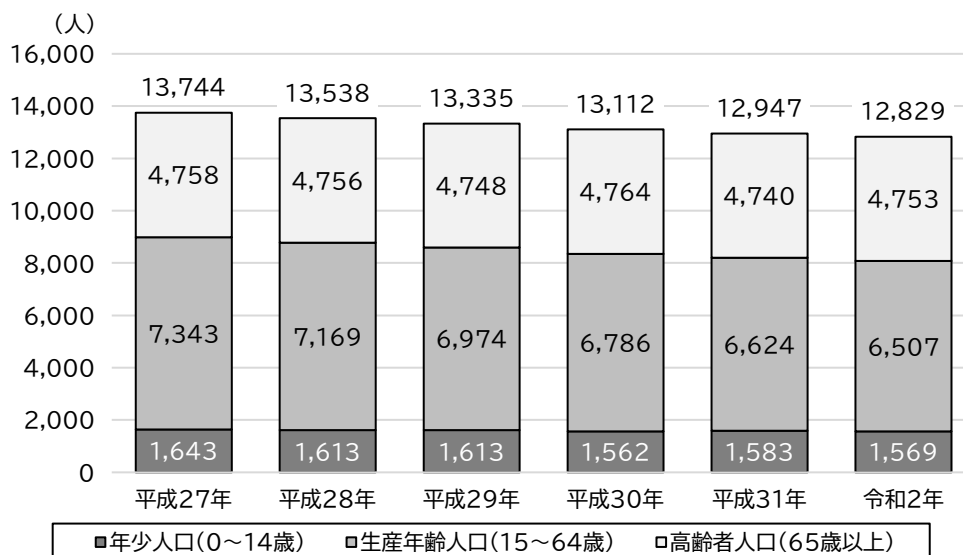
1 人口等の状況

1-1 本町の人口

住民基本台帳から本町の総人口をみると、人口は減少傾向で推移しており、令和2年では12,829人となっています。年齢3区分別にみると、高齢者人口は概ね横ばいで推移していますが、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移しています。

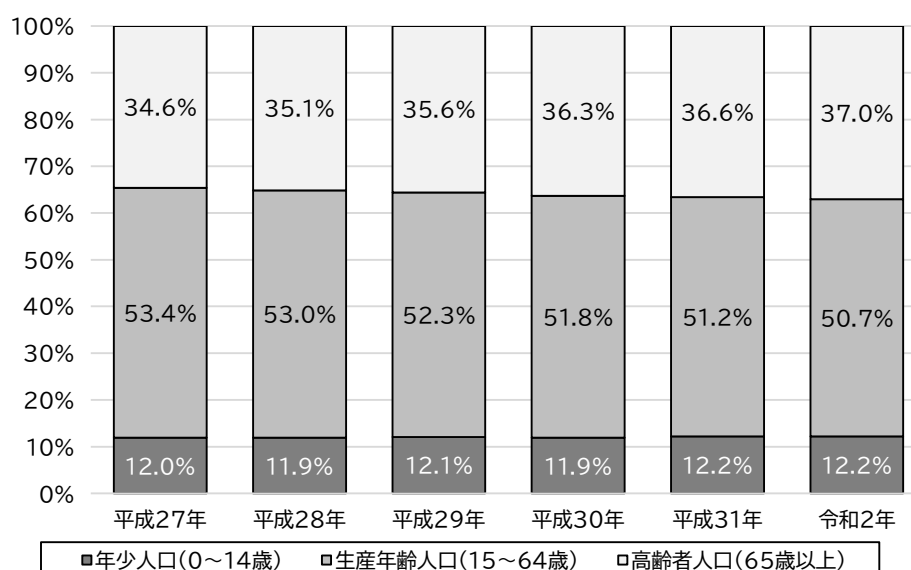
構成比をみると、年少人口は概ね横ばい、生産年齢人口は減少傾向で推移しています。一方、高齢者人口の比率が緩やかに増加しており、高齢化が進んでいます。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

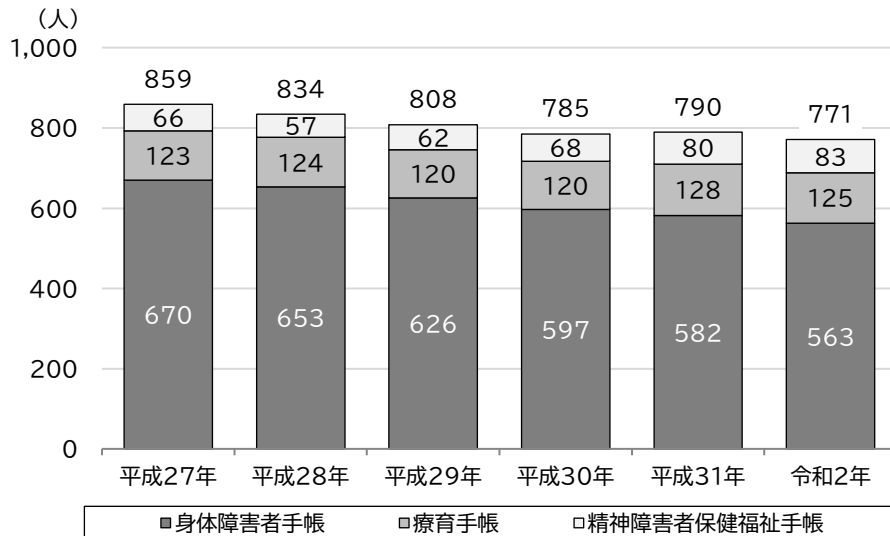
1-2 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

各障害者手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和2年では563人となっています。一方、療育手帳所持者数は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は微増で推移しており、令和2年で療育手帳所持者数は125人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は83人となっています。

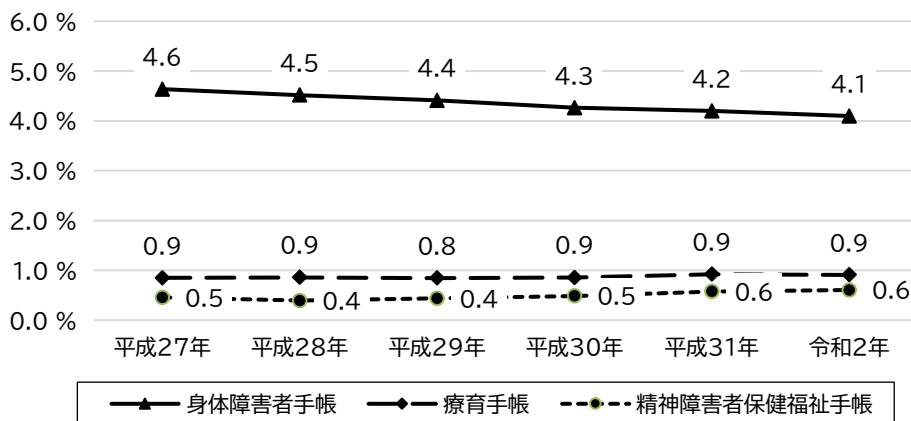
また、身体障害者手帳が3障害の中で所持比率が最も高くなっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移(障害別)



資料：町役場調べ（各年4月1日）

■ 障害者手帳所持者数の対総人口比の推移(障害別)



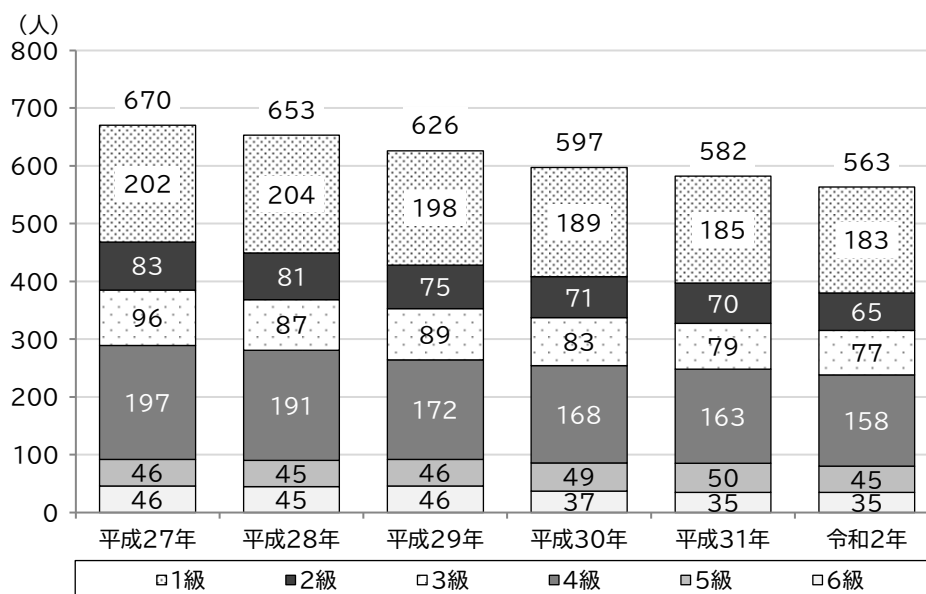
資料：町役場調べ（各年4月1日）



(2) 身体障害者の状況

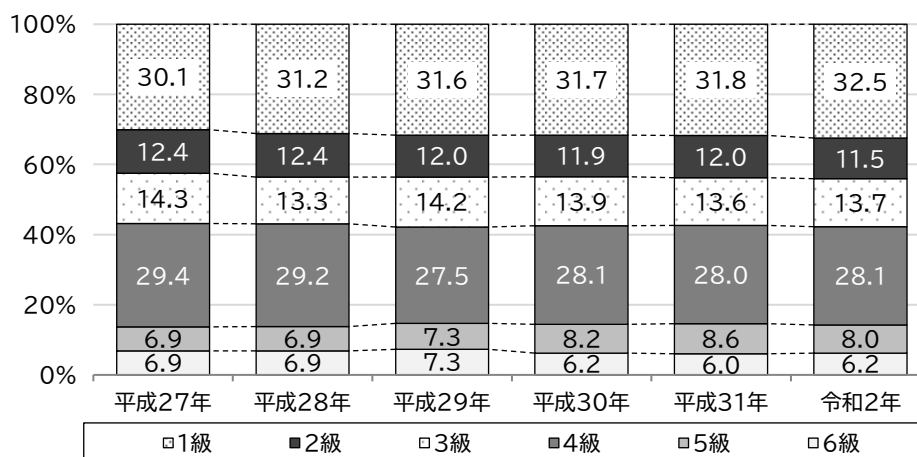
身体障害者手帳所持者数は年々減少しており、令和2年では563人となっています。等級別にみると、1級が183人、4級が158人で全体に占める割合が高くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)



資料：町役場調べ（各年4月1日）

■ 身体障害者手帳所持者数の構成比の推移(等級別)

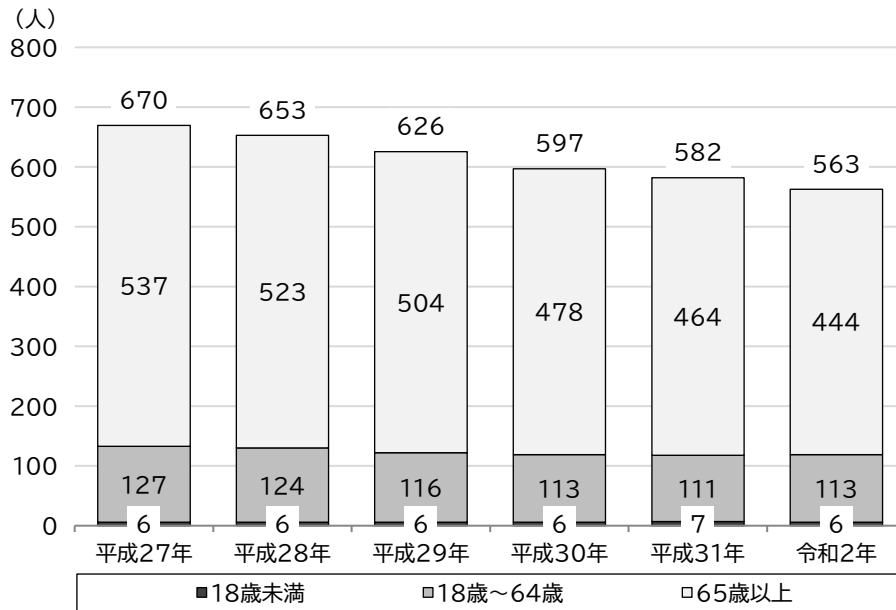


資料：町役場調べ（各年4月1日）



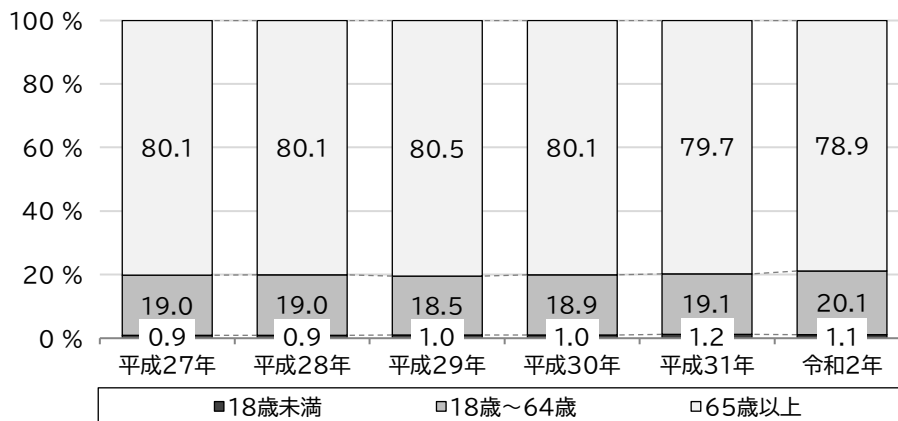
年齢別にみると、65歳以上の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、構成比では全体の8割近くを占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)



資料：町役場調べ（各年4月1日）

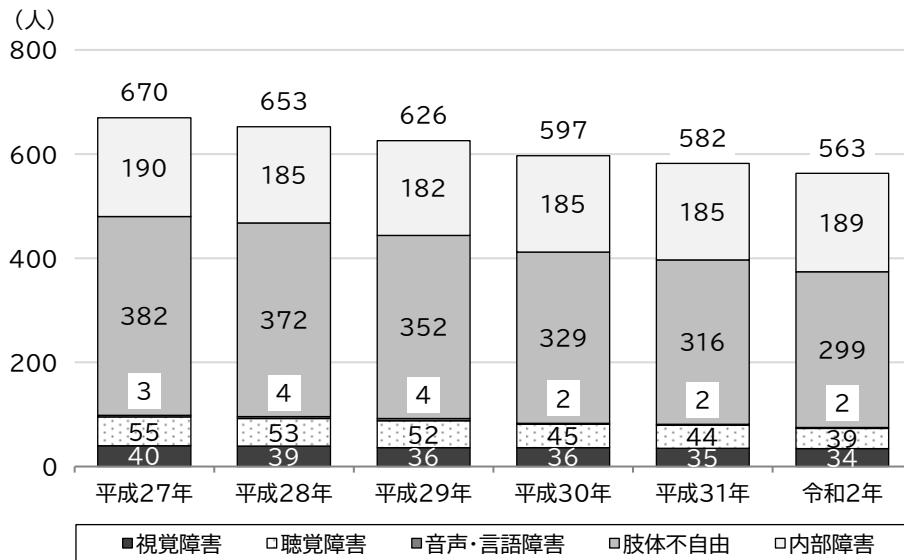
■身体障害者手帳所持者数の構成比の推移(年齢別)



資料：町役場調べ（各年4月1日）

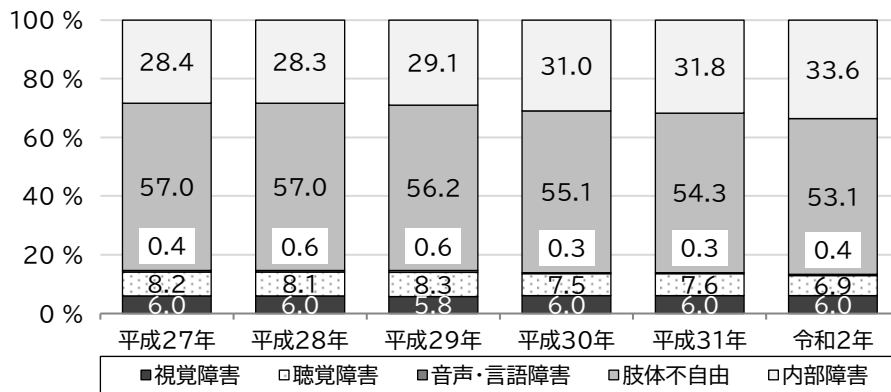
障害種類別にみると、令和2年では肢体不自由が最も多く、5割超を占めています。内部障害の数は増減はありますが、手帳所持者数が減少していることにより 相対的に割合が増加しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(障害種類別)



資料：町役場調べ（各年4月1日）

■身体障害者手帳所持者数の構成比の推移(障害種類別)

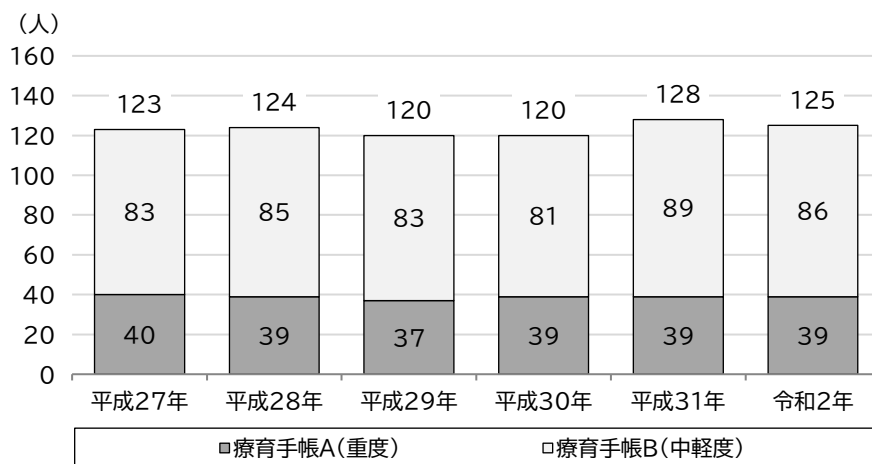


資料：町役場調べ（各年4月1日）

(3)知的障害者の状況

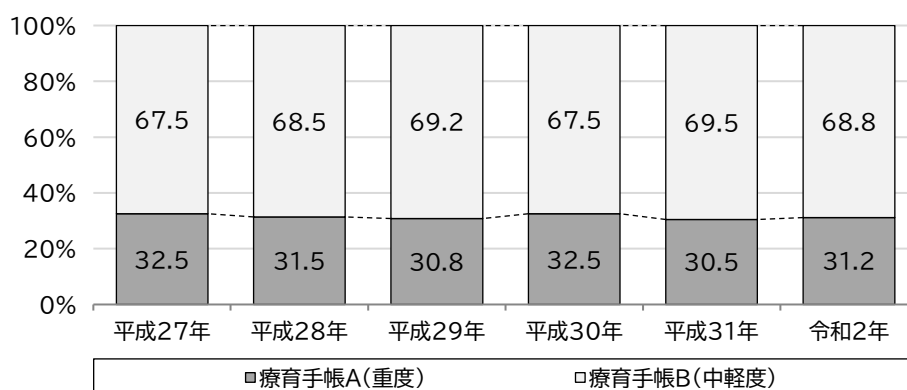
療育手帳所持者数は増減を繰り返して推移しており、令和2年では125人となっています。等級別の構成比をみると、B(中軽度)が7割程度となっています。

■療育手帳所持者の推移(等級別)



資料：町役場調べ（各年4月1日）

■療育手帳所持者の構成比の推移(等級別)

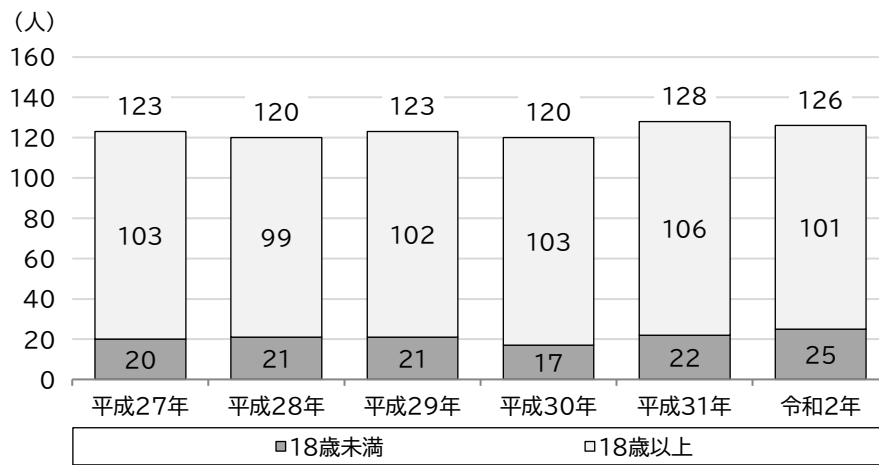


資料：町役場調べ（各年4月1日）



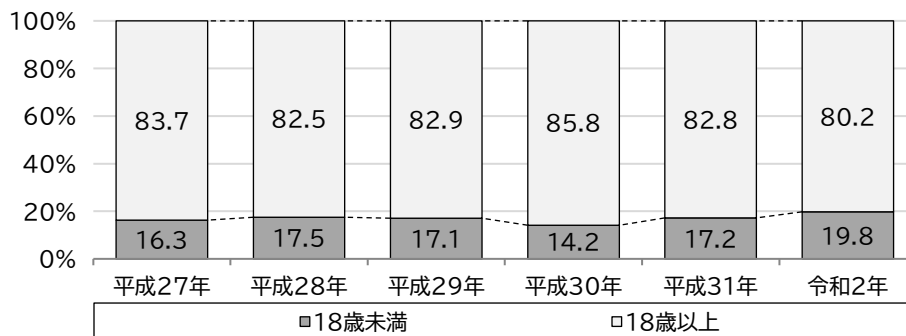
年齢別にみると、18歳未満の療育手帳所持者は増加傾向で推移しており、令和2年では約2割が18歳未満となっています。

■療育手帳所持者の推移(年齢別)



資料：町役場調べ（各年4月1日）

■療育手帳所持者の構成比の推移(年齢別)



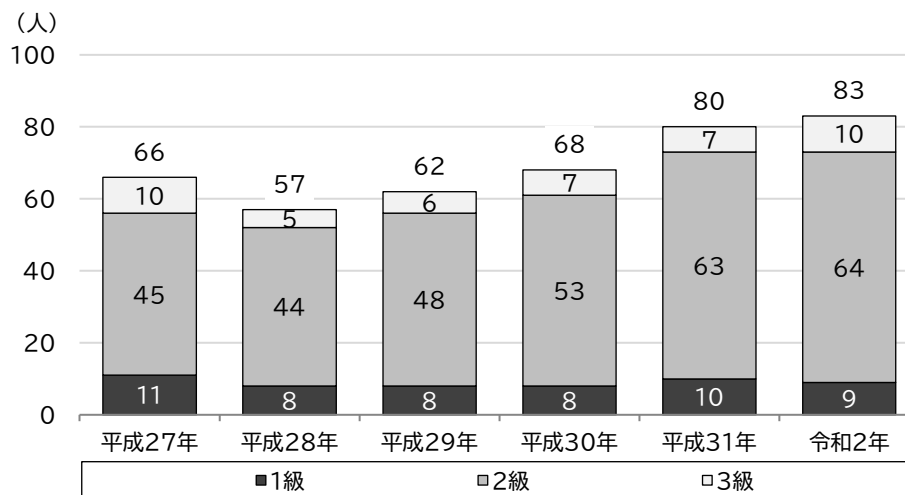
資料：町役場調べ（各年4月1日）



(4)精神障害者の状況

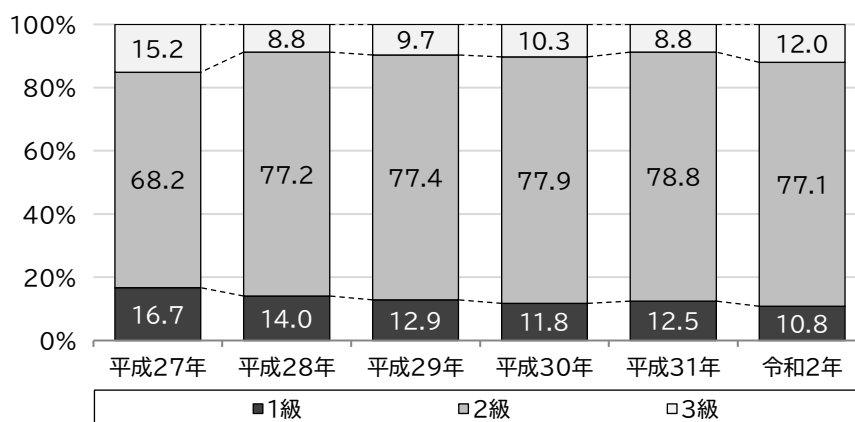
精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和2年では83人となっています。等級別の構成比をみると、2級が約8割を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(等級別)



資料：町役場調べ（各年4月1日）

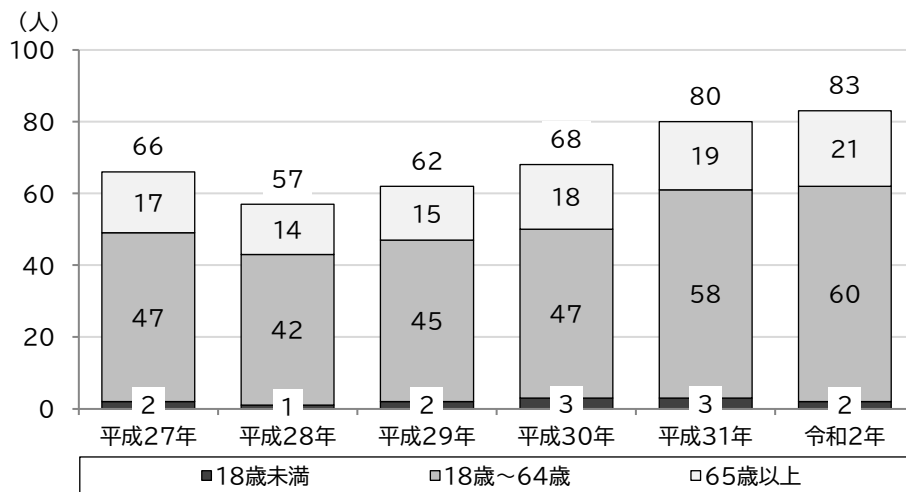
■精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比の推移(等級別)



資料：町役場調べ（各年4月1日）

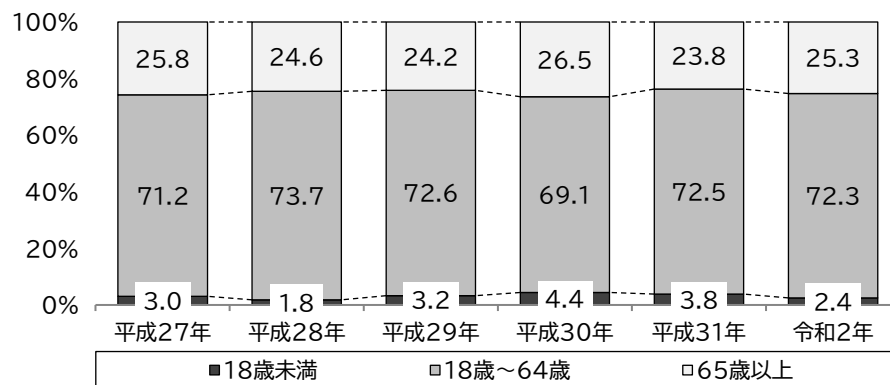
年齢別にみると18～64歳の精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、約7割を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(年齢別)

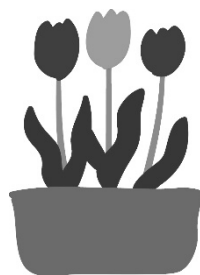


資料：町役場調べ（各年4月1日）

■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成比の推移



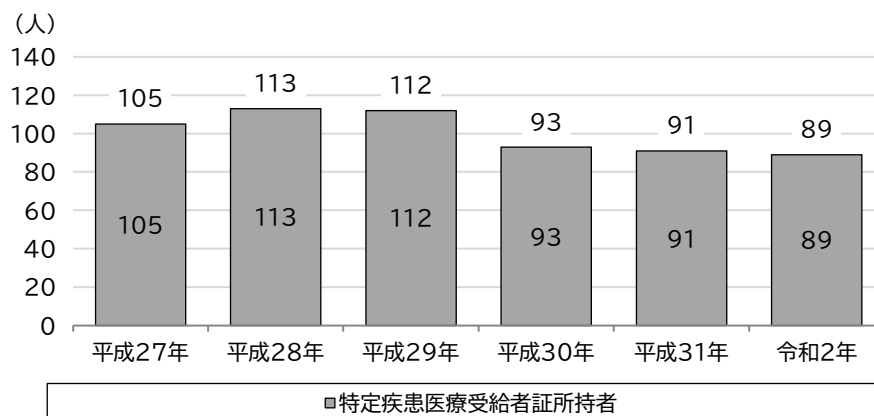
資料：町役場調べ（各年4月1日）



(5) 難病患者の状況

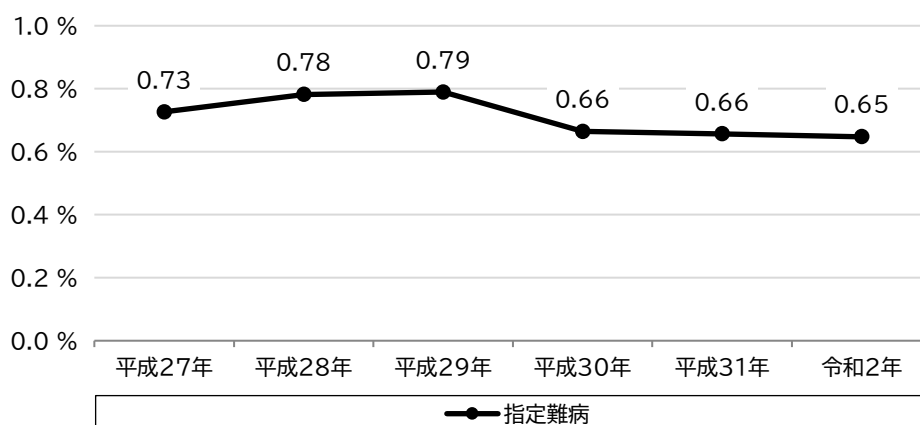
特定疾患医療受給者証所持者数は平成29年まで増加傾向で推移してきましたが、平成30年からは減少傾向に転じ、100人を下回っています。

■ 難病患者数の推移



資料：町役場調べ（各年4月1日）

■ 難病患者数の人口に占める割合の推移



資料：町役場調べ（各年4月1日）

2 アンケート結果からわかる現状

計画策定にあたって、鏡野町に在住の障害者手帳所持者を対象にアンケート調査を行いました。

■調査概要

	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
障害者調査	559 件	275 件	49.2%	273 件	48.8%

■障害別の回答者の割合

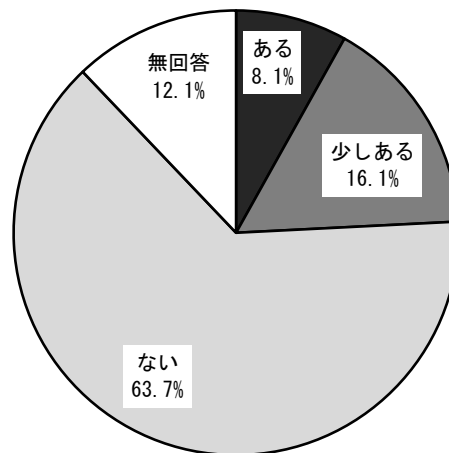
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
回答者の割合	89.0%	4.4%	2.6%

2-1 障害への理解について

アンケート調査では、障害者の約2割が障害を理由とした差別を経験したことがあると回答しています。また、障害者への住民の理解を深めるために必要なこととして、「障害者や障害者問題に関する広報・啓発の充実」と回答した割合が最も高くなっています。

■あなたは障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

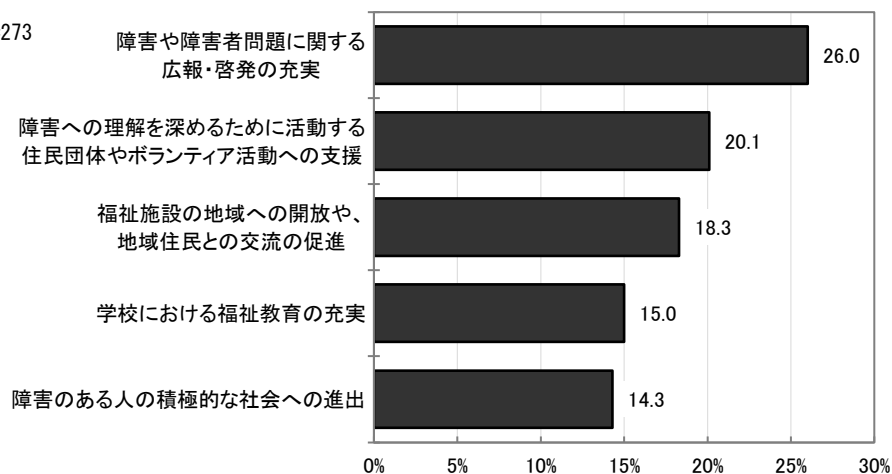
(SA) N=273



■あなたは、障害のある人への住民の理解を深めるためには、何が必要だと思いますか。

(上位5項目)

(MA) N=273

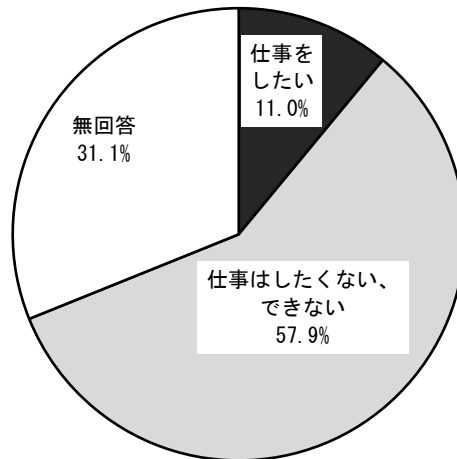


2-2 障害者の就労支援について

現在収入を得る仕事をしていない人のうち、約1割の人が仕事をしたいと回答しています。また、障害者の就労支援として必要なことについて「職場全体の障害者理解があること」「短時間勤務や勤務日数などの配慮があること」と回答した割合が高くなっています。

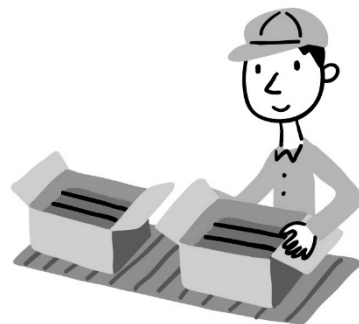
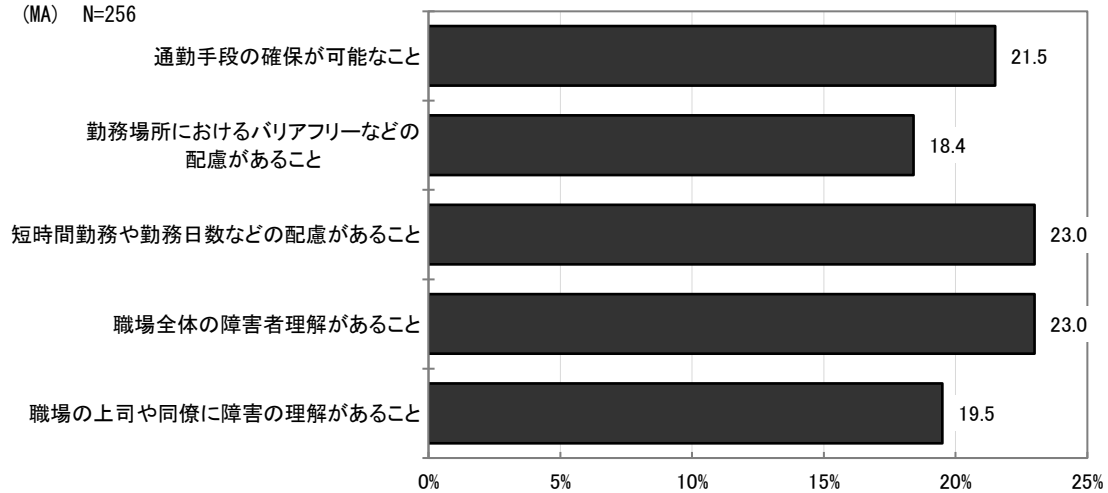
■あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

(SA) N=164



■あなたは障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(上位5項目)

(MA) N=256

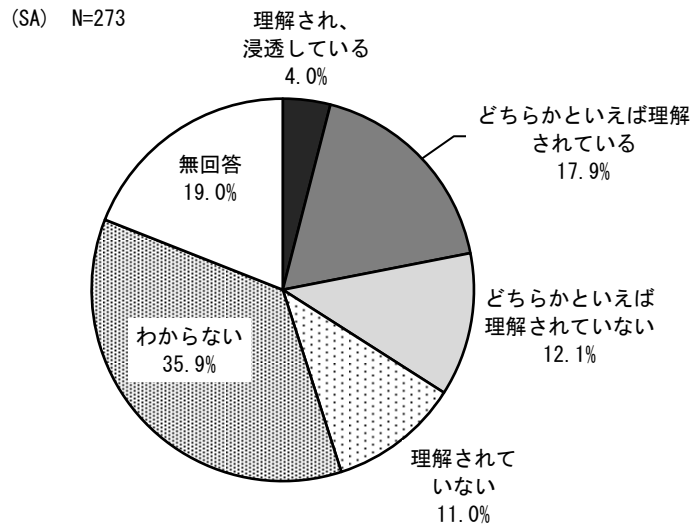


2-3 鏡野町の障害者施策について

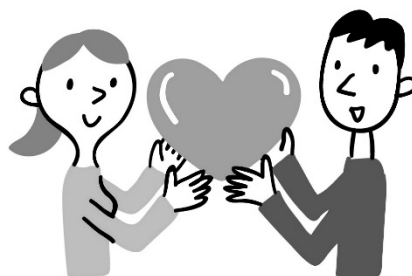
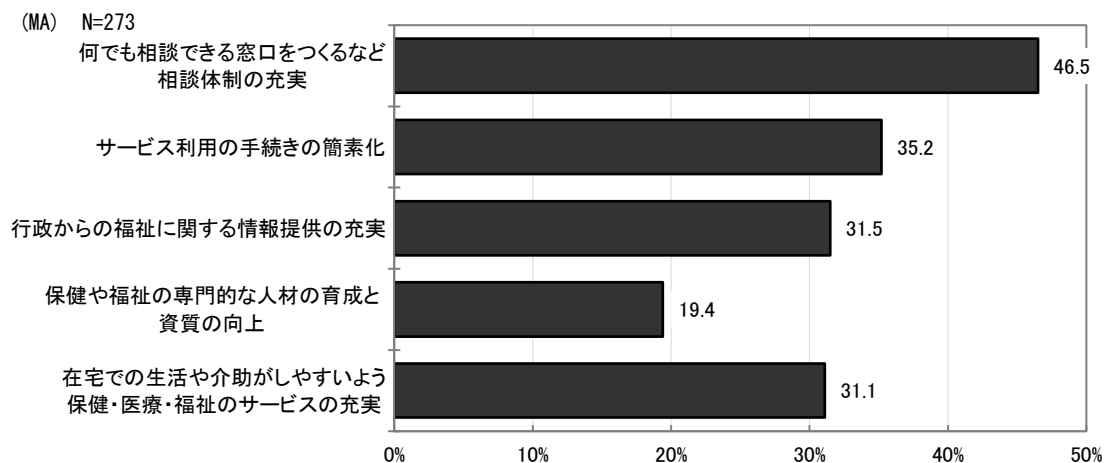
鏡野町における地域共生社会の理解度について、「理解され、浸透している」「どちらかといえば理解されている」と回答した割合は、合わせて2割程度となっています。

障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこととして、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」と回答した割合が最も高くなっています。

■鏡野町では「地域共生社会」の考え方が理解されていると思いますか。



■あなたは、障害のある人にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか。(上位5項目)



3 団体ヒアリングからわかる現状

計画策定にあたり、障害福祉分野で活動する団体へ、活動の状況や障害者についての課題を把握することを目的にヒアリング調査を行いました。

3-1 障害児への支援について

関係団体へのヒアリングでは、障害児に向けたサービスが少ないことが課題として挙げられており、早期発見・早期治療のための医療提供体制の充実や、小学校入学以降も気軽に立ち寄れる居場所づくりなどの支援の強化が求められています。

また、幼少期からの支援が途切れてしまうことでひきこもりにつながる可能性も指摘されており、生涯を通じて切れ目のない支援を受けられる体制を整備していくことが重要となっています。

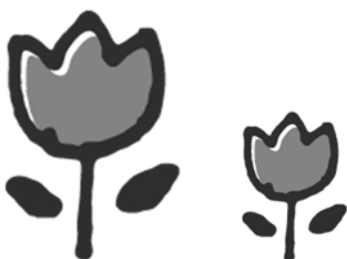
3-2 相談支援について

町役場などの公的な相談窓口について、どんな内容でも1つの窓口で対応できることや身近な地域で相談できることが求められているほか、周囲の目や窓口の雰囲気などが気になってしまい相談に行くことが難しいという声が挙がっています。また、仕事等で窓口に来られない人に向けて、夜間や休日の対応が必要という意見もみられます。

利用者のニーズに合わせて、相談したいときにすぐに相談できる体制を整備することが必要です。

3-3 関係団体の連携の強化

活動を充実させるうえでの課題について、他の団体と交流する機会が少ない、情報を発信する場所がないという声が多く挙がっています。目的意識の違いなどからうまく連携できない、他にどんな団体があるかわからないといった意見もみられ、今後の障害福祉の取組をより充実させるために、行政も含めて関係団体のネットワークの構築を進めていく必要があります。



第3章 計画の基本的な指針

1 計画の基本的な考え方

この計画は、障害者の「完全参加と平等」を目標に、障害者基本計画における目指すまちの姿を下記のとおり表すとともに、次の4つを基本理念として推進しています。

■障害者基本計画における「目指すまちの姿」



基本理念1 町民が障害者と自然体で接するまちづくり

社会を構成する全ての人々が障害及び障害者は特別の存在ということではなく、障害者は障害のない人と同じ社会の構成員で、一人の人間として基本的人権を有していること、また、障害問題は、全ての人々自身の問題であること等の理解の促進に努め、町民が障害者と自然体で接するまちを目指します。

基本理念2 障害者の主体性、自主性を尊重するまちづくり

障害者自身が主体性・自主性をもって、社会活動へ積極的に参加できるように、また、一人ひとりの能力と意思が活かされるよう、障害者自身の選択の幅を広げる等障害者本人の立場に立った障害者の主体性・自主性を尊重するまちを目指します。

基本理念3 障害者にやさしいまちづくり

障害者が住みよい、障害者のための社会をつくることは、全ての人が住みよい、全ての人のための社会をつくることでもあります。人々の心の障壁、障害者が必要な情報を得にくいという情報面での障壁のほか、住宅環境をはじめ、建築物等の物理的障壁等全ての障壁を除去し、障害者にやさしいまちを目指します。

基本理念4 障害者と地域、職場、行政が協働するまちづくり

障害者問題に対する理解を促進するためには、障害者自身の社会参加や社会貢献も大切ですが、地域住民、企業等の理解と連携が不可欠です。また、障害者対策は、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野の連携が必要であり、障害者と地域、職場、行政が協働するまちを目指します。

2 障害者基本計画の施策の体系

基本理念のもと、下記の体系に基づき施策を展開しています。

1 啓発・広報と障害者差別の解消
(1)障害者への理解促進と差別の解消 (2)福祉教育の充実 (3)ふれあい・交流活動の促進 (4)自主的活動の推進 (5)権利擁護と障害者虐待への対策 (6)行政サービスにおける配慮
2 生活支援と保健・医療の充実
(1)在宅福祉サービスの充実 (2)経済支援の充実 (3)居住系サービスの充実 (4)保健・医療サービスの充実
3 相談支援と適切な情報提供の推進
(1)相談体制の整備 (2)情報アクセシビリティ(情報の受け取りやすさ)の向上と情報提供の充実
4 就労・社会参加と文化・スポーツ活動の促進
(1)就労の場の整備 (2)文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進
5 一人ひとりに適した教育・療育体制の整備
(1)教育・療育体制の整備
6 安心・安全な福祉のまちづくりの推進
(1)バリアフリーとユニバーサルデザインの普及 (2)外出支援のための環境整備 (3)防犯・防災体制及び交通安全設備の整備



3 計画の基本的事項

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法の理念を踏まえ、国の基本指針に基づき策定します。

3-1 障害福祉計画等における国の基本的事項

※以下の基本的事項は、国の基本指針に記載されている障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項を要約しました。

(1) 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者が積極的に社会参加できる社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、町を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。)並びに難病患者等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法令施行令で定めるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。)であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。)から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルなサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援 等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していきます。

(6) アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進

依存症への誤解や偏見の解消に向けて、関係職員への研修や幅広い普及啓発に努めます。また、相談機関や医療機関の整備、当事者団体を通じた回復支援など、関係機関と連携し、当事者や家族への支援を行います。

(7) 発達障害者等に対する支援

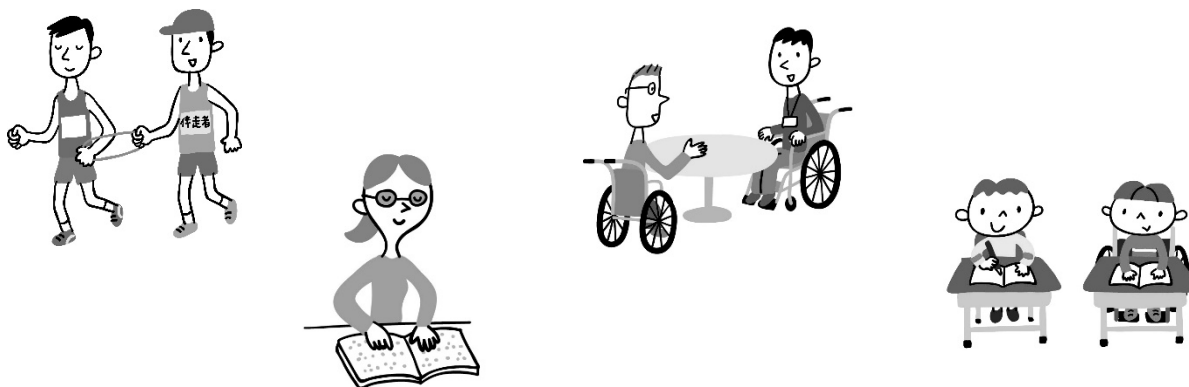
発達障害者等の早期発見・早期支援には、本人及び家族への支援が重要です。保護者等が障害の特性を理解し、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の家族への支援の充実を図ります。

また、発達障害への適切な支援には早期かつ正確な診断が必要であるため、発達障害の診断等を専門的に行うことのできる医療機関の確保に努めます。

(8) 障害者の文化芸術活動の推進

障害者文化芸術推進法を踏まえ、障害者がそれぞれの個性や能力を発揮し、社会参加を促進していくために、障害者の文化芸術の鑑賞及び創作、発表の機会の確保に努めます。

また、視覚障害があっても文字・活字文化に親しむことができるよう、視覚障害者の読書環境の整備を進めます。



3-2 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的な考え方

(1) 必要な訪問系サービスを受けることができます。

障害者が地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)を利用することができます。

(2) 希望する人が日中活動系サービスを受けることができます。

障害者一人ひとりのニーズに応じ、希望する障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、療養介護)を利用することができます。

(3) グループホーム等を充実して施設入所から地域生活への移行を推進します。

地域における居住の場として共同生活援助(グループホーム)や日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等の日中活動等地域で生活するための支援を充実させ、福祉施設への入所や精神科病院の入院から地域への移行を推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進します。

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、定着を推進します。

3-3 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の構築

相談支援事業者等は、障害者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの機能を有効に活用していきます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていきます。

(3) 協議会の設置等

町は、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置き、協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、町が障害福祉計画等を定め、または変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行います。

3-4 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要となります。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育園や認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。また、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれることも含め、教育委員会等との連携体制を確保することが必要となります。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

保育園等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育園や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図るとともに、虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所支援において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置しています。この相談支援専門員は、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、早期発見・早期療育や総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、個別の相談や協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担います。

3-5 障害児相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関につなぐ重要な役割を担っています。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を目指します。

4 その他障害者支援に関する取組

4-1 権利擁護支援

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第23条第1項により、市町村は成年後見制度利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなっています。本町は、この規定に基づき以下のことに取り組めます。

- 権利擁護について、障害福祉サービス事業者や住民に研修会の開催やパンフレットの配布等を通じて周知し、支援の必要な人の発見に努めます。
- 必要な支援の内容を、保健福祉課、社会福祉協議会その他関係者で構成するチームで検討し、弁護士等の意見も踏まえながら対応します。
- 成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な障害者に対して助成を行います。
- 令和2年4月より、社会福祉協議会において鏡野町権利擁護支援センターを開設しており、今後も権利擁護の取組を進めます。

4-2 発達障害に関する支援

発達障害者への支援については、乳幼児期から成人期までライフステージに応じて一貫した支援を受けられることが重要です。

本町においては、発達障害支援コーディネーターの設置やそれぞれの状況に合わせた個別支援計画の作成など、発達障害のある人が適切な支援を受けられるよう取組を進めています。

4-3 関係団体への支援

障害者の社会参加を促進するにあたっては、当事者団体など同じ立場の人たちとつながりを持ち、活動に参加することが有効です。一方で、本町で活動する関係団体の中には、メンバーの高齢化や新規メンバーの加入がないといった事情から、今後の活動が危ぶまれる団体もあります。こうした団体に対し、障害者の社会参加の促進に向けて適切な運営ができるよう、町からも支援を行います。

4-4 ひきこもりへの支援

生活困窮や家族関係など複合的な課題を抱え、ひきこもりとなってしまう人が全国的に問題となっています。発達障害や精神障害等もひきこもりにつながる一因と考えられ、今後も増えることが予想されているため、早急に支援体制を整備することが求められています。

本町においては、ひきこもりに関する相談窓口の設置及び住民への周知など、関係機関と連携しながら、包括的なひきこもり支援事業が展開できるよう協議を進めています。

第4章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績

(1)訪問系サービス

サービス名		利用人数(人/月)			利用量(時間/月平均)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画値	16	16	17	132	132	140
	実績値	17	15	17	151	140	126
	達成率	106.3%	93.8%	100.0%	114.4%	106.1%	90.0%

※利用人数は月平均の実人数、利用量は月平均の利用時間。令和2年度は9月時点。

(2)日中活動系サービス

サービス名		利用人数(人/月)			利用量(日/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	計画値	40	40	45	670	670	690
	実績値	48	43	44	1,290	790	782
	達成率	120.0%	107.5%	97.8%	192.5%	117.9%	113.3%
自立訓練 (機能訓練)	計画値	1	1	2	5	5	8
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	—	—	—	—	—	—
自立訓練 (生活訓練)	計画値	2	2	3	23	23	25
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	—	—	—	—	—	—
就労移行支援	計画値	2	3	3	36	50	50
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	—	—	—	—	—	—
就労継続支援 (A型)	計画値	11	13	15	220	260	300
	実績値	8	7	6	165	144	114
	達成率	72.7%	53.8%	40.0%	75.0%	55.4%	38.0%
就労継続支援 (B型)	計画値	42	43	45	800	820	870
	実績値	34	40	39	646	817	755
	達成率	81.0%	93.0%	86.7%	80.8%	99.6%	86.8%
就労定着支援	計画値	2	2	2			
	実績値	1	0	0			
	達成率	50.0%	—	—			
療養介護	計画値	3	3	3			
	実績値	3	3	3			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
短期入所 (福祉型)	計画値	5	6	7	32	34	36
	実績値	6	5	4	40	40	32
	達成率	120.0%	83.3%	57.1%	125.0%	117.6%	88.9%
短期入所 (医療型)	計画値	5	6	7	32	34	36
	実績値	1	0	0	8	0	0
	達成率	20.0%	—	—	25.0%	—	—

※利用人数は月平均の実人数、利用量は月平均の利用時間。令和2年度は9月時点。

(3)居住系サービス

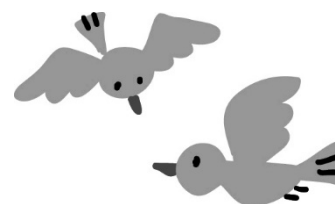
サービス名		利用人数(人/月)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
自立生活援助	計画値	5	5	7
	実績値	0	0	0
	達成率	—	—	—
共同生活援助(GH)	計画値	23	23	25
	実績値	22	21	19
	達成率	95.7%	91.3%	76.0%
施設入所支援	計画値	23	23	25
	実績値	21	22	20
	達成率	91.3%	95.7%	80.0%

※利用人数は月平均の実人数。令和2年度は9月時点。

(4)相談支援

サービス名		利用人数(人/月)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
計画相談支援	計画値	18	20	23
	実績値	24	25	22
	達成率	113.3%	125.0%	95.7%
地域移行支援	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	—	—	—
地域定着支援	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	—	—	—

※利用人数は月平均の実人数。令和2年度は9月時点。



(5)障害児への支援

サービス名		利用人数(人/月)			利用量(日/月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	計画値	11	12	13	60	60	60
	実績値	12	21	18	63	81	113
	達成率	109.1%	175.0%	138.5%	105.0%	135.0%	188.3%
医療型 児童発達支援	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	—	—	—	—	—	—
放課後等デイサービス	計画値	12	13	14	63	70	75
	実績値	17	24	30	90	182	238
	達成率	141.7%	184.6%	214.3%	142.9%	260.0%	317.3%
保育園等訪問支援	計画値	0	0	2	0	0	6
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	—	—	—	—	—	—
障害児相談支援	計画値	3	5	5			
	実績値	7	8	12			
	達成率	233.3%	160.0%	240.0%			
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	0	0	1	0	0	5
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	—	—	—	—	—	—
医療的ケア児調整 コーディネーター	計画値	0	0	1			
	実績値	0	0	0			
	達成率	—	—	—			

※利用人数は月平均の実人数、利用量は月平均の利用時間。令和2年度は9月時点。

(6)地域生活支援事業

■相談支援事業

サービス名		実施箇所数(件数)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
基幹相談支援センター 等機能強化事業	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
住宅入居等支援事業	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

※利用件数は年間、令和2年度は9月時点

■成年後見制度利用支援事業

サービス名		利用件数(件数)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
成年後見制度利用支援 事業	計画値	2	2	3
	実績値	3	4	2

※利用件数は年間、令和2年度は9月時点

■意思疎通支援事業

サービス名		利用件数(件数)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
手話通訳者派遣事業	計画値	14	14	14
	実績値	2	4	0
要約筆記者派遣事業	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

※利用件数は年間、令和2年度は9月時点

■日常生活用具給付等事業

サービス名		利用件数(件数)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
介護・訓練支援用具	計画値	1	1	1
	実績値	3	0	0
自立生活支援用具	計画値	1	1	1
	実績値	0	2	0
在宅療養等支援用具	計画値	0	0	0
	実績値	0	2	1
情報・意思疎通支援用具	計画値	0	0	0
	実績値	3	0	2
排せつ管理支援用具	計画値	250	260	270
	実績値	294	281	162
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

※利用件数は年間、令和2年度は9月時点

■移動支援事業

サービス名		利用人数(人/年)			利用量(時間/年)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
移動支援事業	計画値	2	2	2	40	45	45
	実績値	3	3	4	107	360	144

※利用件数は年間、令和2年度は9月時点

■地域活動支援センター機能強化事業

サービス名		実施箇所数(箇所)			利用人数(人/年)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
地域活動支援センター 機能強化事業	計画値	1	1	1	9	9	9
	実績値	1	1	1	5	4	4

※利用件数は年間、令和2年度は9月時点

■日常生活支援・日中一時支援

サービス名		実施箇所数(箇所)			利用人数(人/年)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
日常生活支援・ 日中一時支援	計画値	7	10	10	24	24	24
	実績値	13	13	13	32	35	34

※利用件数は年間、令和2年度は9月時点

■障害支援区分認定等事務

サービス名		利用件数(件/年)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
障害支援区分認定等事務	計画値	35	35	40
	実績値	40	19	18

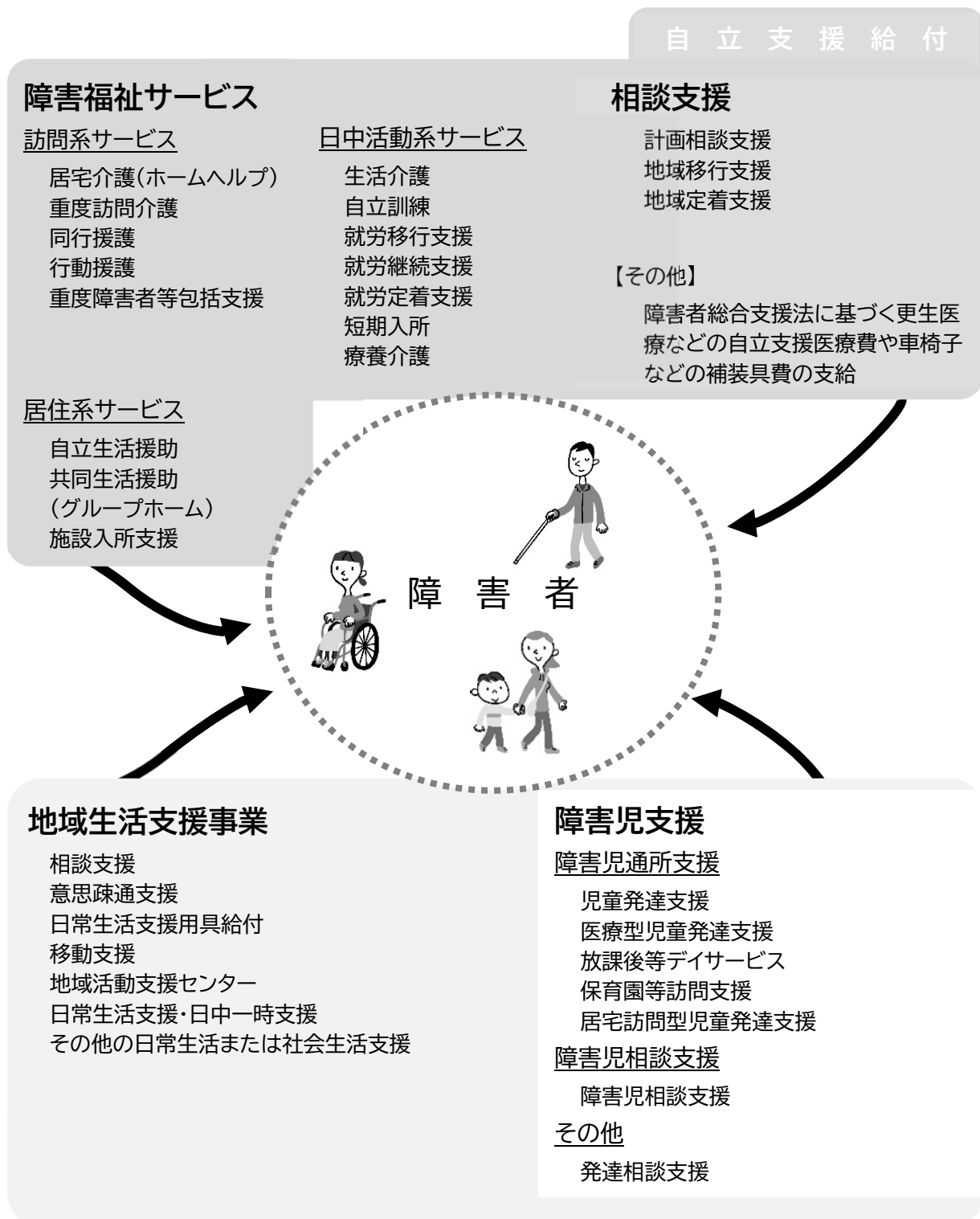
※利用件数は年間、令和2年度は9月時点



第5章 成果目標と活動指標

1 サービスの構成

本町におけるサービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスからなる「障害福祉サービス」、計画相談支援等を行う「相談支援」、障害児通所支援、障害児相談支援等を行う「障害児支援」と、地域の特性や利用者の状況に応じて障害者の自立した地域生活を支援する様々なサービス等を行う「地域生活支援事業」等で構成されています。



2 成果目標の設定

令和5年度を目標年度とし、国の指針を踏まえて成果目標の達成を目指します。

2-1 施設入所者の地域生活への移行

国の指針

- 施設入所者数(令和元年度末時点)の6%以上が地域生活へ移行する。
- 施設入所者数(令和元年度末時点)の1.6%以上を削減する。

国の指針にある目標を踏まえ、町として下記の通り成果目標を定めます。
新規での施設入所受け入れを踏まえて令和5年度末の利用者数見込を設定しています。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者(A)	22人	
【目標(令和元年～令和5年)】 地域生活移行者数(B)	2人 9.1%	(A)のうち、令和5年度までの移行者数 (B)/(A)
【目標(令和元年⇒令和5年)】 施設入所者の削減数(C)	2人 9.1%	(A)時点から令和5年度末時点の削減数 (C)/(A)
令和5年度末時点の施設入所者	20人	令和5年度末の利用者数見込

2-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。【新規・都道府県における目標】
- ② 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の設定。
【都道府県における目標】
- ③ 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。【都道府県における目標】

国の基本指針に基づき、県では数値目標を設定し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

これを踏まえ、町では令和3年3月より津山地域において協議の場を1か所設置しています。今後も継続して協議しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取組を進めます。

2-3 地域生活支援拠点等の整備

国の指針

- ・ 地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証・検討する。

国の指針にある目標を踏まえ、町として下記の通り成果目標を定めます。

地域生活支援拠点については、令和2年12月よりつやま地域生活支援センターつばさに委託して運用を開始しており、今後は機能強化に向けて検証及び検討を行います。

■成果目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1 か所 (設置済)	緊急時の受け入れ対応を行った場合には、その都度事後検証をする。また、連絡会を定例開催し、対応ケースの事例紹介や情報共有などを行いながら運用も検討する。

2-4 福祉施設から一般就労への移行

国の指針

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数が令和元年度実績の 1.27 倍以上。
(就労継続支援A型事業：一般就労への移行者数が令和元年度実績の 1.26 倍以上。
就労継続支援B型事業：一般就労への移行者数が令和元年度実績の 1.23 倍以上。
就労移行支援事業：1.3 倍以上。)
- ② 一般就労移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用。
- ③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が7割以上。

国の指針にある目標を踏まえ、町として次の通り成果目標を定めます。

■成果目標①

項目	数値	考え方
令和元年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数(A)	0 人	
【目標】令和5年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数(B)	2 人	(A)の 1.27 倍以上

■成果目標①-1

項目	数値	考え方
令和元年度の就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数(A)	0 人	
【目標】令和5年度の就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数(B)	0 人	(A)の 1.26 倍以上

■成果目標①-2

項目	数値	考え方
令和元年度の就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数(A)	0人	
【目標】令和5年度の就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数(B)	0人	(A)の1.23倍以上

■成果目標①-3

項目	数値	考え方
令和元年度の就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数(A)	0人	
【目標】令和5年度の就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数(B)	2人	(A)の1.3倍以上

■成果目標②

項目	数値	考え方
令和5年度の福祉施設利用者からの一般就労移行者数(A)	2人	
【目標】Aのうち就労定着支援事業を利用する人数(B)	2人	(A)のうち7割程度が利用

■成果目標③

項目	数値	考え方
【目標】町の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	70.0%	町の就労定着支援事業所のうち7割の事業所が職場定着率8割以上



2-5 相談支援体制の充実・強化

国の指針

- 各市町村又は各圏域に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。これらの取組は、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

国の基本指針に基づき、障害者やその家族等からの総合的・専門的な相談に対応する機関として、津山地域において基幹相談支援センターを継続して設置します。

■成果目標

項目	目標	考え方
相談支援体制の充実・強化の取組を実施する体制の確保	有	自立支援協議会を通じて障害種別ごとの基礎学研修等を行い、相談支援専門員の資質向上に努める。 また、基幹相談支援センターを中心として、相談支援体制の強化・充実を図る。

2-6 障害福祉サービス等の質の向上

国の指針

- 市町村は、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害者総合支援法の具体的内容の理解や障害福祉サービス等の利用状況の把握及び検証に努め、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

国の基本指針に基づき、県が実施する各種研修等へ町職員が積極的に参加するなど、町職員の障害福祉に対する理解を深め、資質向上を図ります。

また、障害福祉サービス等にかかる給付費について、請求の過誤を無くし事務負担の軽減を図るため、自立支援審査支払等システムの審査結果について事業所等と共有し、適正な給付処理に努めます。また、事業所に対する指導監査結果については、町と事業所で共有する機会を持ち、適切なサービス提供の促進を図ります。

■成果目標

項目	目標	考え方
障害福祉サービスの質の向上を図る体制の整備	有	県の実施する各種研修へ町職員の積極的な参加を促すほか、自立支援審査支払等システムを活用し、適切な事務処理及び給付処理に努める。

2-7 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針

- ① 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ④ 医療的ケア児への適切な支援に向けて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

国の指針にある目標を踏まえ、町として次の通り成果目標を定めます。

■成果目標

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置数	1か所 (設置済)	圏域に1か所設置されているセンターと緊密に連携を取りながら、町在住の発達支援対象児の支援を行っていく。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	臨床心理士やソーシャルワーカー、保健師に加え、理学療法士が保育園等に訪問できる支援体制を整える。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所 (設置済)	町内の民間病院に確保している。
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置済	津山地域自立支援協議会に協議の場を設置し、ケースを通じた情報共有や地域課題の確認、対応策の検討などを行いながら、圏域の支援体制づくりを行っていく。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済	委託の相談支援事業所に有資格者を配置しており、初期相談時からケースに応じた適切な対応を行っていく。

3 活動指標等の設定

3-1 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出支援を行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、移動に必要な情報提供や外出する際に必要な支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

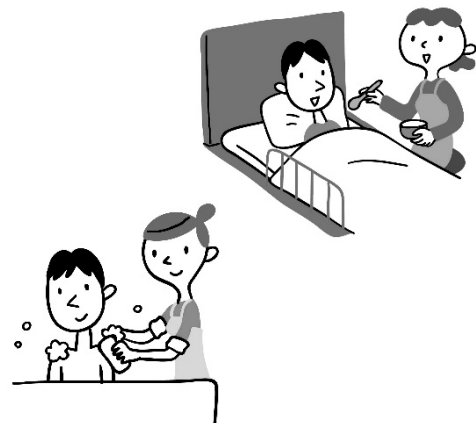
見込量と確保策

訪問系サービスのうち、居宅介護の利用実績があり、今後も居宅介護を中心に利用者が増加することを見込んでいます。

今後は利用者のニーズに十分に対応できるよう、新規の事業者の参入やスタッフの確保に向けて、情報提供等の働きかけを引き続き進めていきます。また、サービスの質の向上に向けて、近隣での研修機会に関する情報提供や必要な支援について検討していきます。

■見込量

サービス名		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	利用人数	20	21	22
同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	時間	150	170	180



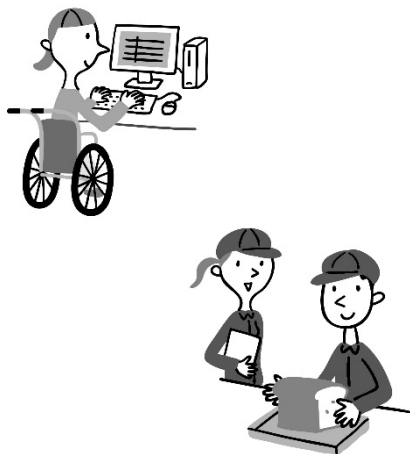
3-2 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う相談や生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイト(休息)サービスとしての役割も担っています。

見込量と確保策

日中活動の場を提供する各種サービスにおいて、団体ヒアリングでは、送迎の問題や事業所の数が少ないといった課題があげられており、サービス利用促進に向けて事業所との情報共有及び移動に関する支援等の必要な環境整備を進めていきます。また、特別支援学校卒業生等の利用ニーズを把握し見込量の設定及び確保を図るほか、就労継続支援については、優先調達推進法に基づき、就労継続支援事業所の受注機会の増大を図ります。短期入所については、医療的ケアの必要な人や緊急時の受け入れ確保に向けて、事業者との情報交換等の連携を図り、受け入れ体制の整備を図ります。



■見込量

サービス名		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用人数(人)	47	50	52
	利用量(人日)	850	900	940
自立訓練 (機能訓練)	利用人数(人)	2	2	2
	利用量(人日)	8	8	8
自立訓練 (生活訓練)	利用人数(人)	3	3	3
	利用量(人日)	25	25	25
就労移行支援	利用人数(人)	2	2	2
	利用量(人日)	30	30	30
就労継続支援(A型)	利用人数(人)	8	9	10
	利用量(人日)	150	170	200
就労継続支援(B型)	利用人数(人)	45	47	50
	利用量(人日)	850	900	1,000
就労定着支援	利用人数(人)	2	2	2
療養介護	利用人数(人)	3	3	3
短期入所 (福祉型)	利用人数(人)	6	6	6
	利用量(人日)	40	40	40
短期入所 (医療型)	利用人数(人)	2	2	2
	利用量(人日)	22	22	22

3-3 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

見込量と確保策

成果目標の達成に向けて地域移行を推進するにあたり、自立生活援助の整備を今後も働きかけ、必要な支援を行っていきます。

今後は利用者の高齢化や重度化への対応、人材の不足が課題として考えられ、福祉教育の推進や教育機関等との連携等障害福祉分野に就業する人材の確保に向けた方策を検討して

いきます。

■見込量

サービス名		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用人数(人)	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数(人)	23	24	25
施設入所支援	利用人数(人)	24	22	20

3-4 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画についての相談及び作成を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたり、住居の確保や地域での生活に移行するための相談、サービス事業所等への同行等を行います。
地域定着支援	自宅で一人暮らしの障害者等で、地域生活を継続していくための緊急時等の支援体制が必要な人について、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

見込量と確保策

計画相談支援について、全ての対象者に実施できるよう、必要量を見込んでいます。相談支援事業所や相談支援専門員が不足している現状にあるとともに、報酬単価の低さ等から運営が厳しいという課題もあり、国や県への働きかけ等必要な支援に努めます。

施設入所者の地域移行に際し、必要なサービスが円滑に提供できるよう、適切な支援を図ります。

■見込量

サービス名		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用人数(人)	27	30	35
地域移行支援	利用人数(人)	1	1	2
地域定着支援	利用人数(人)	1	1	1



3-5 障害児への支援

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後や夏休み等の長期休暇中において生活能力の向上に必要な訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育園等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育園等を訪問し、障害児や保育園等の職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のため外出が著しく困難な障害児が発達支援を受けやすくするため、外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進を図ります。
保育園・認定こども園への受け入れ	障害児を保育園・認定こども園に受け入れて保育します。
放課後児童クラブへの受け入れ	障害児を放課後児童クラブに受け入れて放課後の居場所を提供します。

見込量と確保策

障害児への早期療育や障害の多様化に伴い、個々に合わせた多様な支援が求められる中で、児童発達支援センターを中核とした療育支援の体制整備と、子どものライフステージに応じた切れ目のない地域支援体制づくりについて、中・軽度の障害があり、各保育園で加配保育が望ましいと思われる子どもについては、児童発達支援等の療育機関の情報を提供し、適切な早期支援を進めます。

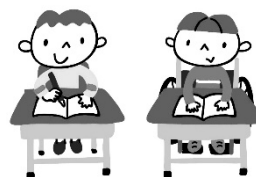
さらに、障害の有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容を推進するため、保育園・認定こども園、放課後児童クラブについて、希望者のニーズを把握しながら障害児の受け入れについて検討していきます。

■見込量

サービス名		第2期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用人数(人)	24	27	30
	利用量(人日)	150	170	190
医療型児童発達支援	利用人数(人)	0	0	0
	利用量(人日)	0	0	0
放課後等デイサービス	利用人数(人)	35	40	45
	利用量(人日)	300	350	400
保育園等訪問支援	利用人数(人)	0	0	0
	利用量(人日)	0	0	0
障害児相談支援	利用人数(人)	18	19	20
居宅訪問型児童発達支援	利用人数(人)	0	0	0
	利用量(人日)	0	0	0
医療的ケア児調整コーディネーター	利用人数(人)	1	1	1

■子ども・子育て支援事業計画との連携

障害児支援を行うにあたっては、子ども・子育て支援事業計画との連携を図ります。障害児の子育て支援ニーズを把握し、保育・教育機関における障害児の受け入れ体制の整備に努めます。



4 地域生活支援事業

4-1 相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害者、障害児の保護者、障害者の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報の収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援の必要な障害者等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

見込量と確保策

障害者相談支援事業は社会福祉協議会に委託して実施しています。

津山地域4市町により「つやま地域生活支援センターつばさ」に基幹相談支援センター業務の委託を行っており、引き続き共同での事業実施に向けて取組を進めます。

■見込量

サービス名		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無



4-2 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	知的障害、精神障害等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する方に対し、成年後見制度の利用を支援するためその費用を助成します。

見込量と確保策

成年後見制度の利用を支援するため、その費用を助成します。

■見込量

サービス名		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	5	5	5

4-3 意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚言語障害者の日常生活あるいは社会におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

見込量と確保策

岡山県の関係機関と引き続き連携を図り、人材の確保を図ります。緊急時の対応に向けて、近隣に居住する手話通訳者及び要約筆記者との契約や人材育成、役場内での人材配置に努めます。

■見込量

サービス名		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	件/年	3	3	3
要約筆記者派遣事業	件/年	0	0	0



4-4 日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等の用具を給付又は貸与します。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等の用具を給付又は貸与します。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引機、盲人用体温計等の用具を給付又は貸与します。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等の用具を給付又は貸与します。
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器等の用具を給付又は貸与します。
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付又は貸与します。

見込量と確保策

事業の利用対象者が増加傾向にある中、高齢の障害者や聴覚障害者等への窓口対応を強化し、適切な給付・貸与を図っていきます。

■見込量

サービス名		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	2	2
排せつ管理支援用具	件/年	300	310	320
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1



4-5 移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。

見込量と確保策

社会生活上必要な移動及び障害者の社会参加を促進するために、引き続き事業を継続していきます。

■見込量

サービス名		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実人数/年	5	5	5
	時間/年	400	400	400

4-6 地域活動支援センター機能強化事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

見込量と確保策

創作的活動等日中活動の場を確保するため、継続して支援を行うとともに、利用の促進を図ります。

■見込量

サービス名		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所数	1	1	1
	実人数/年	12	12	12



4-7 日常生活支援・日中一時支援

■内容

サービス名	内容
日常生活支援・日中一時支援	障害者の日中における活動の場を確保することで、家族の就労や介護者の一時的な休息を提供します。

見込量と確保策

障害者の社会参加や家族介護者の負担軽減につなげるため、利用希望者が増加傾向にあることから、引き続き事業の継続を図ります。

■見込量

サービス名		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活支援・日中一時支援	実人数/年	15	15	16
	時間/年	37	38	39

4-8 障害支援区分認定等事務

■内容

サービス名	内容
障害支援区分認定等事務	障害支援区分の認定等のために実施する調査や医師による意見書作成、市町村審査会の運営等に係る事務を行います。

見込量と確保策

今後も適正な認定に向けた調査員の質的向上や審査会の活用を進めていきます。

■見込量

サービス名		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害支援区分認定等事務	件/年	45	30	60



5 その他の活動指標

5-1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	30	30	30
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数	回/年	3	3	3
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人/月	2	2	2
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人/月	2	2	2
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人/月	4	4	4
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人/月	1	1	1

5-2 地域生活支援拠点等の有する機能の充実

項目		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	1	1	1
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回/年	3	3	3

5-3 相談支援体制の充実・強化

項目		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	6	6	7
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	4	4	4
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	15	15	15

5-4 障害福祉サービス等の質の向上

項目		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県等が実施する各種研修への市町村職員の参加人数見込	人/年	20	20	20
障害者自立支援審査支払等システムによる分析を活用して事業所や関係自治体と結果を共有する体制の有無と回数	実施の有無	有	有	有
	回/年	1	1	1

5-5 発達障害への支援

項目		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人/年	0	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	件/年	0	0	3



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

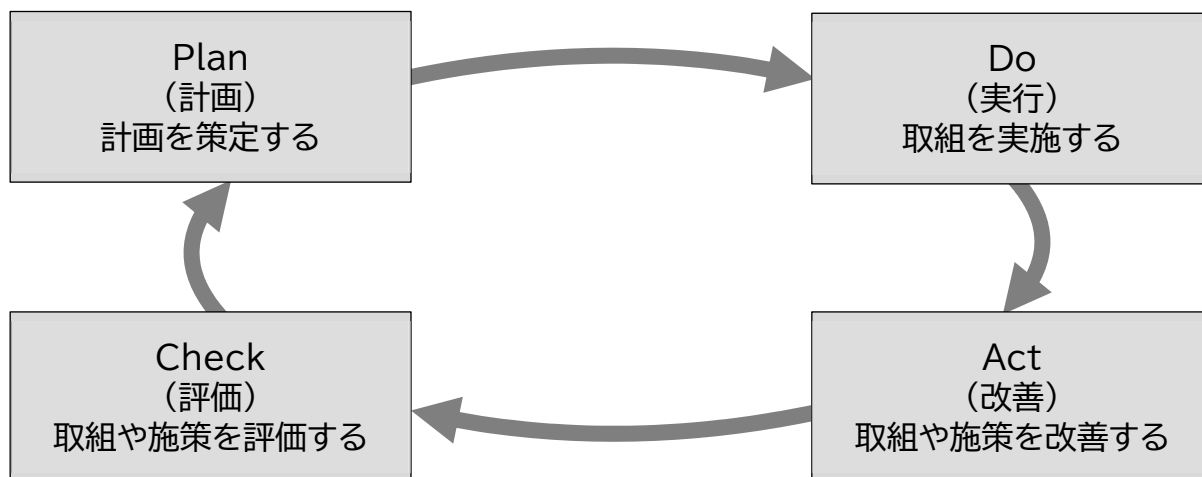
本計画の推進にあたっては、地域住民をはじめボランティアやNPO、当事者団体、サービス提供事業者や医療機関等の関係機関等との連携・協力のもと、それぞれの役割や機能を発揮するとともに補完しあいながら、障害者福祉施策の推進を図ります。

また、サービス提供基盤の整備や人材の育成・確保、就労支援等においては広域的な調整・対応が必要であり、津山地域の市町や岡山県との連携を確保します。

障害者福祉は、保健・福祉分野をはじめとして教育や医療、雇用や人権等様々な分野に横断しており、庁内関係各課が一体となって総合的に取組を進めます。

2 計画の点検・評価

障害者基本計画及び障害福祉計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで(Check)、取組の改善・見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。本計画の進捗状況及び成果については、随時、点検・評価を行います。



資料編

鏡野町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成17年3月1日
訓令第65号

(設置)

第1条 障害者の自立と社会参加を促進し、障害者が障害のない人と同じように生活できる地域社会の実現を目指して、本町における障害者施策に関する基本計画を策定するため鏡野町障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、鏡野町障害者福祉計画の策定に関し、町長の諮問に応じて審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員の任期は、その公職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

委員名簿

区分	団体名及び役職	氏名
議会代表	鏡野町議会 文教厚生常任委員長	牧田 俊一
医療機関代表	苫田郡医師会 会長	武田 正彦
福祉関係団体	鏡野町身体障害者福祉協会 会長	田口 繁昭
福祉関係団体	鏡野町民生児童委員協議会 会長	小田 知美
学識経験者	鏡野町手をつなぐ育成会 会長	石原 昭和
福祉施設代表	特定非営利活動法人葛下 理事長	柚本 昌宏
福祉関係団体	鏡野町知的障害者相談員	鈴木 純子
福祉関係団体	鏡野町身体障害者相談員	松本 倫
福祉関係団体	鏡野町相談支援センター 相談支援専門員	内田 匡泰
関係行政機関	鏡野町保健指導センター センター長	小柳 晴子

第6期鏡野町障害福祉計画
第2期鏡野町障害児福祉計画

発行年月:令和3年3月

発行・編集:鏡野町保健福祉課

〒708-0392

岡山県苫田郡鏡野町竹田 660

TEL:0868-54-2986

FAX:0868-54-2891